

石巻市総合計画策定本部専門部会の設置について

1 設 置

石巻市総合計画策定本部設置要綱第7条の規定に基づき、専門事項に関する調査検討を行う組織として、石巻市総合計画策定本部専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

計画策定の全般的事項に関し、専門的な調査検討を行う。

- (1) 総合計画の策定に必要な資料及び情報の収集
- (2) 各種行政分野の専門的な調査検討
- (3) 各種個別計画及び組織間の総合的、横断的な調整
- (4) 政策及び施策の体系化
- (5) 指標及び目標値の設定
- (6) 重点施策の整理
- (7) 基本計画のとりまとめ
- (8) その他、策定に必要な事項

3 構成等

- (1) 専門部会は、石巻市職員をもって構成する。
- (2) 各種個別計画との整合を図れるような人選とする。
- (3) 専門部会に、特定分野の事項について調査検討するため、6の部会を設置する。
 - ・ 地域コミュニティ部会
 - ・ 生活基盤整備部会
 - ・ 健康福祉医療部会
 - ・ 産業振興部会
 - ・ 教育文化部会
 - ・ 行財政推進部会
- (4) 専門部会の各部会には、部会のとりまとめと横断的な総合調整を行うため部会長を置き、部会の分野に精通した代表課長を充てる。

4 その他

- (1) 会議の開催は、部会毎に開催することとし、部会長が必要に応じて招集しその議長となる。必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (2) 部会相互間の調整を行うため、部会長による合同会議を開催する。
- (3) 事務局として政策企画課職員が会議に同席し進行状況を管理する。

部会構成

部門名	章	部会長	関係する課（原則課長補佐で構成）
地域コミュニティ	1	地域協働課長	危機対策課、震災伝承推進室、SDGs 移住定住推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、地域協働課、各支所、各総合支所地域振興課
生活基盤整備	2	都市計画課長	環境課、廃棄物対策課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、道路課、建築課、住宅課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課、各総合支所地域振興課、各総合支所市民福祉課
健康福祉医療	3	保健福祉総務課長	健康推進課、夜間急患センター、保険年金課、介護福祉課、保健福祉総務課、生活再建支援室、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、総合相談センター、各総合支所市民福祉課、病院局事務部病院管理課
産業振興	4	産業推進課長	産業推進課、商工課、観光政策課、水産課、農林課、ニホンジカ対策室、各総合支所地域振興課、農業委員会
教育文化	5	教育総務課長	スポーツ振興課、教育総務課、学校再編推進室、学校教育課、学校安全推進課、学校管理課、生涯学習課、中央公民館、図書館
行財政推進	6	行政経営課長	秘書広報課、総務課、行政経営課、財政課、人事課、管財課、市民税課、資産税課、納税課、復興推進課、ふるさと納税推進課、DX推進課、市民課、各総合支所地域振興課、各総合支所市民福祉課、会計課